

法要・慶事補助事業実施要項

1 目的

公立学校共済組合仙台宿泊所（以下「施設」という。）の利用促進と組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、公立学校共済組合宮城支部の組合員及び被扶養者（任意継続組合員含む。以下「組合員等」という。）が、組合員の3親等以内の親族のために、施設を利用して法要又は慶事を行う場合、その費用に関してこの要項に基づき補助する。

2 補助対象

組合員等が、組合員の3親等以内の親族のために施設を利用して、法要又は慶事（お宮参り、七五三、入学・卒業祝、成人祝、結納、銀婚・金婚祝、退職祝、長寿祝）を主催する場合

3 補助額

利用料金総額（税抜）の20%の額を補助する（千円単位とし、千円未満は切り捨てる。）。ただし、上限額は50,000円とする。

4 利用方法

（1）利用者は以下のアからエのいずれかを提示し、必要事項を記入した「ホテル白萩利用法要・慶事補助申請書」（以下「申請書」という。）を施設の支配人あて提出する。

ア マイナポータルの資格情報画面（健康保険証の画面）

イ 「医療保険の資格情報」のPDFデータ又はプリントアウトしたもの。（概ね1か月以内の日付のもの）

ウ 資格確認書

エ 組合員証又は被扶養者証（令和7年12月1日まで）

（2）支配人は、組合員等から提出された申請書を審査し、適当であると認めた場合は、3で定めた補助額を利用料金から控除して精算する。

この場合、必要に応じて親族関係を確認することができるものとする。

（3）利用者は補助額控除後の金額を施設へ支払う。

5 補助額の請求

支配人は、4(2)により補助額として控除した当該月分を取りまとめ、翌月10日までに支部長あて請求する。ただし、3月分については、4月5日までに請求する。

6 その他

（1）利用日までに申請書の提出がない場合は、補助対象外とする。

（2）レストランでの利用は、補助対象外とする。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

この要項は、令和7年7月1日から施行する。